



2025年2月5日

各 位

会 社 名 株式会社インソース  
代表者名 代表取締役執行役員社長 舟橋 孝之  
(コード番号：6200 東証プライム)  
問合せ先 取締役執行役員 藤本 茂夫  
(TEL. 03-5577-2283)

**2025年9月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）（公認会計士等による期中レビューの完了）**

当社は、2025年1月27日に「2025年9月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」を開示致しましたが、四半期連結財務諸表について、公認会計士等による期中レビューが完了しましたのでお知らせ致します。

なお、2025年1月27日に発表した四半期連結財務諸表について変更はありません。

以 上

## 2025年9月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)



2025年2月5日

上場会社名 株式会社インソース 上場取引所 東  
コード番号 6200 URL <https://www.insource.co.jp/index.html>  
代表者(役職名) 代表取締役執行役員社長(氏名) 舟橋 孝之  
問合せ先責任者(役職名) 取締役執行役員(氏名) 藤本 茂夫 (TEL) 03-5577-2283  
配当支払開始予定日 —  
決算補足説明資料作成の有無 : 有  
決算説明会開催の有無 : 無

(百万円未満切捨て)

## 1. 2025年9月期第1四半期の連結業績(2024年10月1日~2024年12月31日)

## (1) 連結経営成績(累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2025年9月期第1四半期	3,510	22.3	1,459	37.5	1,461	37.6	933	28.5
2024年9月期第1四半期	2,870	11.0	1,061	18.8	1,061	19.2	726	19.0

(注) 包括利益 2025年9月期第1四半期 932百万円(28.0%) 2024年9月期第1四半期 728百万円(19.3%)

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
2025年9月期第1四半期	円 銭 11.12	円 銭 —
2024年9月期第1四半期	8.64	8.63

## (2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
2025年9月期第1四半期	百万円 11,774	百万円 9,189	% 78.0
2024年9月期	13,177	9,935	75.4

(参考) 自己資本 2025年9月期第1四半期 9,189百万円 2024年9月期 9,935百万円

## 2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
2024年9月期	円 銭 —	円 銭 0.00	円 銭 —	円 銭 20.00	円 銭 20.00
2025年9月期	—	—	—	—	—
2025年9月期(予想)	—	0.00	—	23.50	23.50

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

## 3. 2025年9月期の連結業績予想(2024年10月1日~2025年9月30日)

(%表示は、通期は対前期、四半期は対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
第2四半期(累計)	6,890	14.5	2,590	7.9	2,590	7.7	1,760	0.4	20.98
通期	14,500	16.2	5,520	11.8	5,520	11.7	3,750	11.7	44.69

(注) 直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 無

※ 注記事項

- (1) 当四半期連結累計期間における連結範囲の重要な変更 : 無  
 新規 —社(社名)— 、除外 —社(社名)—
- (2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 有
- (3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示
- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無
- ② ①以外の会計方針の変更 : 無
- ③ 会計上の見積りの変更 : 無
- ④ 修正再表示 : 無

(4) 発行済株式数(普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)	2025年9月期1Q	85,243,000株	2024年9月期	85,243,000株
② 期末自己株式数	2025年9月期1Q	1,334,369株	2024年9月期	1,332,369株
③ 期中平均株式数(四半期累計)	2025年9月期1Q	83,909,777株	2024年9月期1Q	84,092,909株

※ 添付される四半期連結財務諸表に対する公認会計士又は : 有(任意)  
 監査法人によるレビュー

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

(将来に関する記述等についてのご注意)

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用にあたっての注意事項等は、添付資料3ページ「1. 当四半期決算に関する定性的情報(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

(四半期決算補足説明資料の入手方法について)

当社は、本決算短信とあわせて、四半期決算補足説明資料を当社ホームページに掲載しています。

## ○添付資料の目次

1. 経営成績等の概況	2
(1) 当四半期連結累計期間の経営成績の概況	2
(2) 当四半期連結累計期間の財政状態の概況	3
(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明	3
2. 四半期連結財務諸表及び主な注記	4
(1) 四半期連結貸借対照表	4
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	6
(四半期連結損益計算書)	6
(第1四半期連結累計期間)	6
(四半期連結包括利益計算書)	7
(第1四半期連結累計期間)	7
(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項	8
(四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)	8
(セグメント情報等の注記)	8
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	8
(継続企業の前提に関する注記)	8
(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)	8
(重要な後発事象)	8
独立監査人の四半期連結財務諸表に対する期中レビュー報告書	11

## 1. 経営成績等の概況

## (1) 当四半期連結累計期間の経営成績の概況

社会人教育市場は労働生産性向上やリスクリングへの取組み、並びに人的資本経営を通じた企業価値向上などを背景に底堅いニーズがあります。当第1四半期連結累計期間(自2024年10月1日至2024年12月31日)における社会人教育市場は、拡大傾向にあります。

この状況を受けて、当社グループでは顧客の様々な経営課題解決に向け、階層別デジタル教育、カスハラ防止等の研修・eラーニングのコンテンツや、人事サポートシステム・LMS(※1)「Leaf」等の分野で、新サービスを拡充しました。また、実質5本部制による営業活動を開始し、各本部にて独自の施策に取り組みました。

講師派遣型研修事業では、民間・官公庁共に対面での実施回数が増加しました。加えて、DX関連研修や管理職・中堅社員向け研修が増加しました。その結果、研修総実施回数は前年同期比20.8%増加しました。

公開講座事業では、実施回数が前年同期比49.1%増加したことに伴い、総受講者数は同22.4%増となりました。

ITサービス事業では、「Leaf」の有料利用組織数が778組織(前年同期比116組織増、同17.5%増)となりました。アクティブユーザー数は2024年12月末時点で434万人を超え、Leaf月額利用料(MRR※2)は堅調に増加、年間経常収益(ARR※3)は1,216百万円(前年同期末比38.5%増)となりました。カスタマイズ案件数は、前年同期比13.3%増となりました。

その他事業では、複数動画の一括購入案件数が増加し、動画買い切りの販売数が前年同期比18.8%増加しました。また、コンサルティング・アセスメント案件数は前年同期比30.7%増となりました。

販管費率は35.9%(前年同期比4.6pt減少)となり、営業利益が増加しました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高3,510,182千円(前年同四半期比22.3%増)、営業利益1,459,322千円(前年同四半期比37.5%増)、経常利益1,461,497千円(前年同四半期比37.6%増)、親会社株主に帰属する四半期純利益は933,659千円(前年同四半期比28.5%増)となりました。

※1 LMS(Learning Management System):eラーニング視聴に必要な「学習(教育)管理システム」のこと

※2 MRR: Monthly Recurring Revenueの略称、月間経常収益

※3 ARR: Annual Recurring Revenueの略称、各期末月のMRRを12倍して算出

また、第23期第1四半期連結累計期間の事業種別毎の売上高は次の通りであります。

(単位:千円)

事業の名称	第23期第1四半期連結累計期間 (自2024年10月1日 至2024年12月31日)	前年同期比 (%)	第22期第1四半期連結累計期間 (自2023年10月1日 至2023年12月31日)
講師派遣型研修事業	1,831,832	116.5	1,571,737
公開講座事業	862,745	123.9	696,212
ITサービス事業	400,455	140.0	286,083
その他事業	415,149	131.2	316,347
合計	3,510,182	122.3	2,870,380

(2) 当四半期連結累計期間の財政状態の概況

(資産)

当第1四半期連結会計期間末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ1,403,466千円減少し、11,774,382千円となりました。これは主に現金及び預金が1,431,714千円減少したこと等によります。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ657,626千円減少し、2,584,741千円となりました。これは主に未払法人税等が479,073千円減少したこと等によります。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末の純資産は、前連結会計年度末に比べ745,839千円減少し、9,189,640千円となりました。これは主に利益剰余金が744,553千円減少したこと等によります。

(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明

2025年9月期の通期連結業績予想につきましては、2024年11月5日公表の業績予想から変更はありません。なお、業績予想につきましては、現在入手可能な情報に基づき作成したものであり、実際の業績は今後の様々な要因により予想数値と異なる場合がございます。

## 2. 四半期連結財務諸表及び主な注記

## (1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当第1四半期連結会計期間 (2024年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	5,705,369	4,273,654
受取手形	2,461	—
売掛金	1,540,922	1,640,160
棚卸資産	57,297	89,973
その他	100,925	106,091
貸倒引当金	△1,333	△1,285
流動資産合計	7,405,642	6,108,594
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,577,183	1,560,594
土地	1,974,413	1,974,413
その他(純額)	53,226	47,804
有形固定資産合計	3,604,822	3,582,812
無形固定資産		
借地権	769,778	769,778
のれん	13,631	11,683
ソフトウェア	149,228	153,533
その他	346	346
無形固定資産合計	932,984	935,343
投資その他の資産	1,234,398	1,147,631
固定資産合計	5,772,205	5,665,787
資産合計	13,177,848	11,774,382
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	206,445	194,792
未払金	660,444	317,215
未払法人税等	935,222	456,148
前受金	948,134	885,679
賞与引当金	—	234,163
役員賞与引当金	—	13,386
その他	449,083	440,318
流動負債合計	3,199,330	2,541,703
固定負債		
資産除去債務	43,037	43,037
固定負債合計	43,037	43,037
負債合計	3,242,368	2,584,741

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当第1四半期連結会計期間 (2024年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	800,623	800,623
資本剰余金	904,576	904,576
利益剰余金	8,927,868	8,183,314
自己株式	△708,300	△708,300
株主資本合計	9,924,767	9,180,214
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	10,712	9,425
その他の包括利益累計額合計	10,712	9,425
純資産合計	9,935,479	9,189,640
負債純資産合計	13,177,848	11,774,382



## (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

(四半期連結損益計算書)

(第1四半期連結累計期間)

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2023年10月1日 至 2023年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2024年10月1日 至 2024年12月31日)
売上高	2,870,380	3,510,182
売上原価	645,833	789,992
売上総利益	2,224,547	2,720,189
販売費及び一般管理費	1,163,208	1,260,866
営業利益	1,061,338	1,459,322
営業外収益		
受取利息	1	109
受取配当金	173	303
為替差益	—	450
雇用調整助成金	1,449	1,218
基地局設置収入	451	451
保険解約返戻金	—	545
その他	77	92
営業外収益合計	2,153	3,171
営業外費用		
為替差損	343	—
株式報酬費用消滅損	268	997
自己株式取得費用	899	—
営業外費用合計	1,511	997
経常利益	1,061,980	1,461,497
特別損失		
投資有価証券評価損	—	108,591
特別損失合計	—	108,591
税金等調整前四半期純利益	1,061,980	1,352,905
法人税等	335,226	419,246
四半期純利益	726,753	933,659
親会社株主に帰属する四半期純利益	726,753	933,659

## (四半期連結包括利益計算書)

(第1四半期連結累計期間)

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2023年10月1日 至 2023年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2024年10月1日 至 2024年12月31日)
四半期純利益	726,753	933,659
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,381	△1,286
その他の包括利益合計	1,381	△1,286
四半期包括利益	728,135	932,373
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	728,135	932,373
非支配株主に係る四半期包括利益	—	—

## (3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積もり、税引前四半期純利益に当該実効税率を乗じて計算しております。

(セグメント情報等の注記)

当社グループは、教育サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次の通りであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2023年10月1日 至 2023年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2024年10月1日 至 2024年12月31日)
減価償却費	40,364千円	41,172千円
のれんの償却額	1,947千円	1,947千円

(重要な後発事象)

(譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分)

当社は、2025年1月10日開催の取締役会において、下記の通り、譲渡制限付株式付与のための自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議し、2025年2月3日に自己株式の処分を実施いたしました。

## 1. 自己株式の処分の概要

(1) 処分期日	2025年2月1日（実際の処分日は翌営業日である2025年2月3日となります）
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 33,500株
(3) 処分価額	1株につき 1,104円
(4) 処分価額の総額	36,984,000円
(5) 処分先及びその人数並びに 処分する株式の数	当社の取締役（社外取締役を除く。） 5名 20,400株 当社の執行役員（取締役兼務を除く。） 11名 7,500株 当社子会社の取締役及び執行役員 12名 5,600株 （取締役兼務を除く。）

## 2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年11月25日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しております。

また、2021年12月17日開催の定時株主総会において、本制度を導入するに伴い取締役の報酬額を年額200百万円以内（うち社外取締役分200百万円以内）に改定し、上記の報酬額の範囲内で対象取締役に対する譲渡制限付株式に関

する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額40百万円以内で支給すること、及び譲渡制限付株式の譲渡期間として割当てを受けた日から3年間とすることにつき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等については、以下のとおりです。

#### 【本制度の概要等】

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は年17,500株以内（当社は2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、現在は年35,000株以内）とし、その1株当たり払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。

また、本制度による当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- (1) 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- (2) 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

本株主総会における対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の承認決議を受け、当社の執行役員、当社子会社の取締役及び執行役員に対しても、同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決定しております（当社及び当社子会社における譲渡制限付株式報酬制度を、以下「本制度」と総称します。また、当社の取締役及び執行役員、当社子会社の取締役及び執行役員を、以下「対象者」と総称します。）。

当社の取締役会の決議により、当社の取締役5名（社外取締役を除きます。）及び執行役員11名に対し金銭報酬債権合計30,801,600円を、また当社子会社は、当社子会社の取締役及び執行役員12名に対し金銭報酬債権合計6,182,400円を支給し（以下「本金銭報酬債権」といいます。）、対象者が本金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により給付することにより譲渡制限付株式として当社普通株式33,500株を割り当てることといたしました。なお、対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社の業績、各対象者の職責等諸般の事情を総合的に勘案の上、指名報酬委員会への諮問と答申を経て当社取締役会及び子会社の取締役合議において決定しております。また、本金銭報酬債権は、対象者が当社との間で、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結すること等を条件として支給いたします。

#### 3. 本割当契約の概要

##### (1) 譲渡制限期間 2025年2月1日～2028年1月31日までの期間

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）において、対象者は割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとします（以下、「譲渡制限」といいます。）。

##### (2) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象者が、本譲渡制限期間中、継続して当社取締役、当社執行役員、当社子会社の取締役又は当社子会社の執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

但し、対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に上記の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものとします。

##### (3) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に当社取締役、当社執行役員、当社子会社の取締役又は当社子会社の執行役員のいずれかの地位から退任した場合には、当社取締役会が正当と認

める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。また、本割当株式のうち本割当契約の概要①の本譲渡制限期間が満了した時点において本割当契約の概要(2)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当社取締役会の決議により、本譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(5) 本割当株式の管理

当社は、本割当株式が本譲渡制限期間中の譲渡、譲渡担保権の設定その他の処分をすることができないよう、対象者は当社が予め指定する金融商品取引業者(三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)に専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、当該口座にて管理いたします。

4. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年1月9日(当社取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,104円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

## 独立監査人の四半期連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年2月5日

株式会社インソース  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 南 山 智 昭

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 野 田 裕 一

### 監査人の結論

当監査法人は、四半期決算短信の「添付資料」に掲げられている株式会社インソースの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2024年10月1日から2024年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2024年10月1日から2024年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して四半期連結財務諸表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期連

結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(四半期決算短信開示会社)が別途保管しております。  
2. XBR Lデータ及びHTMLデータは期中レビューの対象には含まれていません。